

地方都市等における地震対応のガイドライン

(抜粋)

平成 25 年 8 月
内閣府（防災担当）

地方都市等における地震対応のガイドライン

	(準備段階) 内は住民等の意識啓発	初動段階 (発災当日中)	応急段階		復旧段階 1週間～1か月後(又は数か月後)
			1～3日後	3日～1週間後	
1. 災害対策本部の組織・運営	・庁舎の耐震化、代替施設の確保 ・災害対策本部設置・運営訓練	・災害対策本部設置(代替庁舎確保) ・本部会議の公開 ・記者会見の実施	・国・県・市町村等の合同による会議	・行政職員のこころのケア	
2. 通信の確保	・衛星携帯電話の確保、住民と連携した使用訓練 ・代替通信手段の検討	・情報通信の疎通状況確認	・孤立集落等への通信手段の確保		
3. 被害情報の収集	・情報収集項目の事前整理 ・情報収集(リサーチ)体制の整備	・被害状況に関する情報収集	・情報処理(トリアージ)	・企業等の被害情報収集	
4. 災害情報の伝達	・防災行政無線のデジタル化	・地震(余震)情報、津波情報、避難勧告・指示等に関する情報提供			
5. 応援の受入れ	・応援職員の担当業務の整理 ・応援協定の締結及び訓練 ・ヘリコプター離着陸場確保	・連絡窓口、受入れ体制確保(駐車場、燃料、災対本部内の事務スペース等) ・応援要請	・都道府県及び周辺市町村の応援受入れ		
6. 広報活動	・特別な配慮が必要な方への多様な情報伝達手段を確保	・住民への広報(被害情報、避難所、物資、ライフライン等)	・応急危険度判定の周知	・被害認定調査、罹災証明の発行に関する広報	・イベント、キャンペーン等の周知
7. 救助・救急活動	・医師、保健師等の連携体制確保	・死傷者の捜索、救出救助 ・救護所の設置 ・医療チーム派遣要請	・遺体の安置、火葬		
8. 避難所等、被災者の生活対策	・避難所施設の耐震化 ・住民と連携した避難所運営訓練	・避難所安全確認、避難者受入れ	・衛生環境の確保、エコノミークラス症候群の防止	・避難所の環境整備(配慮の必要な人や女性の視点を考慮)	・ニーズ調査 ・避難所の統廃合、閉鎖
9. 特別な配慮が必要な人への対策	・特別な配慮が必要な人への理解 ・配慮が必要な人の把握、支援体制検討	・福祉避難所やホテル・旅館および専門的なスタッフ等の確保 ・安否確認、必要な支援の確認・提供	・チェックリスト等を用いた生活不活発病の防止 ・多様な情報提供手段による広報 ・被災者のこころのケア	・災害関連死の防	
10. 物資等の輸送、供給対策	・物流業者等との協定 ・地域完結型の備蓄	・物資支援要請 ・物資拠点確保	・個人からの物資受入れ方針を広報 ・給水の実施 ・物資拠点の要員確保		
11. ボランティアとの協働活動	・社会全体でのボランティア活動への理解 ・社協職員等への研修 ・NPO団体等との事前検討	・ボランティア受入れ体制の確保、周知 ・社協職員や専門家等の派遣要請	・移動手段や宿泊場所等の準備 ・被災者ニーズ把握 ・地域コミュニティによる支援体制の確保支援		
12. 公共インフラ被害の応急処置等	(ハザードマップにより、事前に土砂災害発生危険性を周知し、訓練等を実施) ・耐震化の着実な実施 ・道路閉鎖等の体制の検討・確保	・避難勧告等の準備 ・専門家と連携し、インフラ被害、土砂災害発生箇所等の点検	・道路閉鎖 ・立入禁止措置や避難の実施	・土砂災害発生箇所監視 ・管理者が避難した地区の冷凍冷蔵品の移動等	
13. 建物、宅地等の応急危険度判定		・応急危険度判定士の応援要請	・応急危険度判定の実施		
14. 被害認定調査、罹災証明の発行	(応急危険度判定、罹災証明の意味について一般への理解促進)		・被害認定調査の応援要請	・被害認定調査の実施、罹災証明の発行手続き	
15. 仮設住宅	・仮設住宅の建設候補地、空き家情報の事前把握 ・地域で配慮が必要な人に適した仕様の検討		・仮設住宅必要戸数の算出	・仮設住宅建設地の決定 ・空き家情報の広報	・配慮が必要な人の配 ・「みなし仮設」受け付け ・内容、人数の確認
16. 生活再建支援	・被災者支援台帳等のフォーマット等について事前検討	・義援金受け付け	・住民向け相談窓口の設置(多様な専門家と連携)	・生活資金の貸付 ・義援金(一次)配分方法の検討	・被災者生活再建支援金の周知、受付 ・被災企業等の事業再開相談等
17. 廃棄物処理	・仮置き場等の候補地選定 ・廃棄物発生量の事前検討	・災害廃棄物処理計画の策定	・がれき仮置き場の確保		・他の市町村や民間業者等の協力による災害廃棄物の処理

※対応の終了時期は、災害の規模や個々の地方都市によって異なる

5. 応援の受入れ

10. 物資等の輸送、供給対策

11. ボランティアとの協働活動

【Ⅰ 準備（震災発生前）】

項目	対策項目	枝番	活動内容	指示したか	確認したか	情報の入手元や伝達先等	頁
5	応援の受入れ	5-1	地元市町村の職員が災害対応に専念できるよう、応援職員が担当すべき業務等を整理した統一的な方針を検討しておく。	☐	☐	都道府県	2
		5-2	ヘリコプターの運用に必要な調整等（飛行管制や機関相互のヘリコプターの運用等を調整する場の設置、救助・救急活動時におけるヘリコプター活動の留意点）について、関係機関と検討しておく。	☐	☐	都道府県、防災関係機関	2
		5-3	離島において応援の船舶等が接岸できるよう、岸壁の耐震化を実施する。	☐	☐	都道府県	2
		5-4	ヘリポート及びヘリコプター離着陸適地をリストアップしておく。	☐	☐	－	2
10	物資等の輸送、供給対策	10-1	直後に必要となる低限の物資（「投光機」「テント」「医薬品」「防水シート」「毛布」等）の備蓄及び調達体制を確保しておく。	☐	☐	住民	3
		10-2	避難所等における燃料及び車両やヘリコプターの燃料の確保ルートを確立しておく。	☐	☐	民間（物流、小売）	3
11	ボランティアとの協働活動	11-1	平時からの関連組織間の連携によるボランティア対応に関するノウハウの共有等の情報交換を行う。	☐	☐	都道府県 社会福祉協議会 NPO／ボランティア	3
		11-2	災害ボランティアセンターの設置・受入れ訓練を行う。	☐	☐	社会福祉協議会 NPO／ボランティア	3
		11-3	災害ボランティア活動に必要な資機材の備蓄及び確保方法を検討しておく。	☐	☐	社会福祉協議会 NPO／ボランティア	3
		11-4	地元住民のボランティア活動に対する理解を深めるための事前周知を行う。	☐	☐	住民	3
12	公共インフラ被害の応急処置等	12-1	土砂災害発生の可能性がある箇所等の下流域での避難の可能性について、ハザードマップ等により、流域の住民に平時から周知する。	☐	☐	都道府県、住民	3
		12-2	土砂災害発生の可能性がある箇所等の下流域での避難に備えた訓練等を実施する。	☐	☐	都道府県、住民	3
		12-3	道路啓開等の応急体制について検討し、必要な体制を確保しておく。	☐	☐	民間（建設業者）	3
		12-4	ため池等の農林漁業施設の耐震性について点検を行う。	☐	☐	－	3
14	被害認定調査罹災証明の発行	14-1	被害認定調査を行う職員の育成、他の地方公共団体や民間団体との連携の確保を行う。	☐	☐	都道府県、建築士会	3

【Ⅱ 初動対応(当日中)】

項目	対策項目	枝番	活動内容	指示したか	確認したか	情報の入手元や伝達先等	頁
5	応援の受入れ	5-5	応援協定に基づき、応援要請を行う。	☐	☐	都道府県等	8
		5-6	消防(緊急消防援助隊)の派遣要請を行う。	☐	☐	都道府県(→総務省消防庁)	8
		5-7	自衛隊の災害派遣要請を行う。	☐	☐	都道府県(→防衛省・自衛隊)	8
		5-8	民間団体等への支援要請を行う。	☐	☐	民間(物流、小売)	8
		5-9	連絡窓口を指定する。	☐	☐	防災関係機関	8
		5-10	物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設を指定する。	☐	☐	防災関係機関	8
		5-11	応援隊事務室を設置する。	☐	☐	防災関係機関	8
		5-12	宿泊場所及び宿営地を確保する。	☐	☐	防災関係機関	8
		5-13	車両集結場所を確保する。	☐	☐	防災関係機関	8
		5-14	燃料を確保する。	☐	☐	防災関係機関	8
		5-15	食事及び炊事施設を確保する。	☐	☐	防災関係機関	8
		5-16	ヘリコプター離着陸適地を確保し、関係団体に周知する。	☐	☐	防災関係機関	8
6	広報活動	6-11	救援物資の受入れについて、被災地外に広報を行う。	☐	☐	マスコミ	8
10	物資等の輸送、供給対策	10-3	避難者数、断水戸数等から必要な水の量、食料数を判断する。	☐	☐		10
		10-4	協定業者等から食料及び生活必需品を調達し、避難所等に配送する。	☐	☐	民間(物流、小売等)	10
		10-5	物流業者等と連携し、物資の配送拠点の確保や避難所等への配送ルートを含めた物資供給・管理システムを確立し、緊急輸送を実施する機関等に周知する。	☐	☐	都道府県、民間(物流、小売等)	10
		10-6	都道府県や応援協定締結都市及びその他の市町村に、食料や生活必需品の調達について応援を要請する。	☐	☐	都道府県等	10
		10-7	物資の配送に必要な車両を確保する。	☐	☐	都道府県、民間(物流、小売等)	10
		10-8	緊急輸送道路の確保のため、車両乗り入れ規制や交通規制、ドライバーへの周知を行う。	☐	☐	都道府県、警察	11
		10-9	外部からの救援物資の受入れの可否について判断する。結果は、多様な情報提供手段で被災地外に周知する。	☐	☐	マスコミ	11
11	ボランティアとの協働活動	11-5	被害状況を踏まえ、ボランティアセンターの設置必要性等について、社会福祉協議会等と検討し、決定する。	☐	☐	社会福祉協議会、関連するNPO等	11
		11-6	域外からのボランティアの受入れ方針を判断し、被災地外に広報する。	☐	☐	社会福祉協議会、関連するNPO等	11

【Ⅲ応急対応(1～3日後)】

項目	対策項目	枝番	活動内容	指示したか	確認したか	情報の入手元や伝達先等	頁
7	救助・救援活動	7-10	遺体の保護、埋葬が困難な場合、都道府県及び他市町村に対し応援要請を行う。	☐	☐	都道府県等	16
8	避難所等、被災者の生活対策	8-16	多数の避難所が設置された場合、周辺市町村等に応援職員の派遣を要請する。	☐	☐	都道府県等	16
		8-17	指定避難所以外の避難状況の把握手段(体制、巡回ルート等)の検討を行う。	☐	☐	防災関係機関	16
		8-18	指定避難所以外の避難状況(場所、人数、介護を必要とする人数等支援を検討するのに必要な情報)を把握する。	☐	☐	住民	16
		8-19	避難所の生活空間の整備を行う(トイレ、通路の確保、間仕切り、更衣用個室、腰掛ける場所等(配慮が必要な人、女性等を考慮))。	☐	☐	住民	16
		8-20	避難者支援のNPO／ボランティア派遣を依頼する。	☐	☐	NPO／ボランティア(社会福祉協議会)	16
		8-21	水やミルク、おむつ、離乳食、ウェットティッシュ等、抵抗力のない乳幼児の衛生状態を確保するための物資を確保する。	☐	☐	民間(物流、小売)	16
		8-22	避難所のプライバシー確保対策を実施する(間仕切り、更衣室等の設置)。	☐	☐	住民、民間(間仕切り等の制作会社)	16
		8-23	避難所等での衛生管理指導を行う。配布食料(弁当等)、井戸水、炊出しの食材等の衛生に配慮する。また、広報を行う。	☐	☐	保健所、住民、NPO／ボランティア	16
		8-24	避難所での保健活動を行う(こころのケア、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等を含む)。	☐	☐	医師会、医療機関	17
		8-25	温かい食事の提供や、アレルギーを持つ人への対応を図るなど、避難所における食事に配慮する。	☐	☐	民間(物流、小売)、住民、NPO／ボランティア	17

【Ⅲ 応急対応(1～3日後)】(続き)

項目	対策項目	枝番	活動内容	指示したか	確認したか	情報の入手元や伝達先等	頁
9	特別な配慮が必要な人への対策	9-8	必要に応じ、常時介護を要する人等を福祉避難所等に移動させる。	☐	☐	社会福祉施設	17
		9-9	外国人や視覚・聴覚障害者等の情報伝達上配慮が必要な住民に対し、翻訳、文字・手話、音声等の多様な情報提供手段を用いた広報を行う。	☐	☐	マスコミ、翻訳NPO／ボランティア	17
		9-10	チェックリストを使用し、生活不活発病の早期発見・早期対応を行う。また、ポスター・チラシ等による啓発を行う。	☐	☐	医療機関、住民	17
		9-11	災害関連死の防止策を検討する。	☐	☐	防災関係機関、医師会、医療機関	17
		9-12	高齢者や乳幼児等、配慮が必要な人に対する入浴環境の確保(介護施設の入浴サービスや民間ボランティア入浴車の手配)を行う。	☐	☐	社会福祉施設、NPO／ボランティア	17
		9-13	高齢者等、配慮が必要な避難者のためのトイレ(洋式等)を、トイレ業者等に要望し、設置する。	☐	☐	防災関係機関、民間(トイレ業者等)	17
10	物資等の輸送、供給対策	10-10	物資の輸送拠点における要員確保のため、応援要請を行う。	☐	☐	都道府県、民間(物流)、ボランティア	17
		10-11	給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被害者に応急給水を行う。必要に応じ、応援を要請する。また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。	☐	☐	都道府県、日本水道協会	17
11	ボランティアとの協働活動	11-7	必要に応じ、ボランティアの移動手段、宿泊場所の確保を行う。	☐	☐	社会福祉協議会、ホテル等	17
		11-8	ボランティア活動における安全面の確保や、被災者との接し方等に関する注意事項の周知を行う。	☐	☐	社会福祉協議会、NPO／ボランティア	17
		11-9	ボランティアセンターと連携し、ボランティアに支援を要請する被災者ニーズについて整理する。	☐	☐	社会福祉協議会、NPO／ボランティア	17
		11-10	ボランティアに被災者ニーズに沿った活動(コーディネート)を要請する。	☐	☐	社会福祉協議会、NPO／ボランティア	17

【Ⅳ応急～復旧(3日～1週間後)】

項目	対策項目	枝番	活動内容	指示したか	確認したか	情報の入手元や伝達先等	頁
8	避難所等、被災者の生活対策	8-26	衣類、寝具の清潔指導や清掃の実施等の衛生環境の指導を行う。	☐	☐	住民、NPO／ボランティア	20
		8-27	室温や換気等の室内生活環境を確認し、必要な措置をとる。	☐	☐	住民、NPO／ボランティア	20
		8-28	避難所における炊出し環境を整える(コンロ等の提供等)。	☐	☐	民間企業(物流、小売)	20
		8-29	避難所周辺の入浴施設(銭湯等)や、ホテル・旅館等の入浴設備の利用、自衛隊等による入浴設備の提供等により入浴環境を整える。	☐	☐	自衛隊等、民間(入浴施設、宿泊施設等)	20
		8-30	ペット等の受入れに関する相談窓口を設置する。また、ペット等の一時預かり場所を確保する。	☐	☐	都道府県、獣医師会、NPO／ボランティア	20
		8-31	臨時公衆電話の設置を依頼する。	☐	☐	民間(通信事業者)	20
		8-32	視聴覚室等の使用可能な教室を開放して子供を遊ばせるなど、女性の視点に立った避難所運営に努める。	☐	☐	住民、NPO／ボランティア	20
9	特別な配慮が必要な人への対策	9-14	避難所だけでなく、避難所以外で生活している被災者も含めた被災者の「こころのケア」を実施する。	☐	☐	医療機関	20
		9-15	避難所だけでなく、避難所以外で生活している人に対し、生活不活発病予防の情報提供を行い、予防のために通常の日常生活を遠慮なく送るよう広報する。	☐	☐	医療機関、NPO／ボランティア	20
11	ボランティアとの協働活動	11-11	ボランティアと町内会や消防団等の地域コミュニティとの連携等を支援する。	☐	☐	住民、NPO／ボランティア	21

【V 復旧対応(1週間～1か月後)】

項目	対策項目	枝番	活動内容	指示したか	確認したか	情報の入手元や伝達先等	頁
8	避難所等、被災者の生活対策	8-33	避難所の生活環境について、関係機関で情報共有の上、解決策を検討する。	☐	☐	都道府県、防災関係機関、住民、NPO／ボランティア	24
		8-34	避難者数の減少に応じて、避難所の統廃合、閉鎖を行う。	☐	☐	都道府県、防災関係機関、学校	24
		8-35	必要に応じ、被災者の要望の調査を行う。類似の要望調査が頻回に行われていないかを把握し、適切に実施されるようにする。	☐	☐	都道府県、NPO／ボランティア	24
15	仮設住宅	15-9	仮設住宅に入居を希望する人のうち、配慮が必要な人の配慮内容、人数を確認する。	☐	☐	防災関係機関、住民、NPO／ボランティア	24